

業務委託契約書

この契約書は、以下に記載する山田花子(以下“甲”という)と鈴木太郎(以下“乙”という)の間で締結されるものである。

第1条 (契約の目的)

甲は、乙に対し、写真撮影に関する業務(以下、「本件業務」という)を委託し、乙は、これを受託する。

第2条 (業務内容)

本件業務の内容は、以下とし、都度甲から乙に依頼する。

- 1 バッグ、財布、アパレル、小物などの撮影業務
- 2 前各号に付帯する一切の業務

第3条 (契約期間)

1. 本契約の有効期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの3か月間とする。
2. 本契約は、甲又は乙による終了の意思表示がない限り、従前と同一の内容で、期間満了の翌日から自動的に3か月延長されるものとし、以後も同様とする。
3. 前項の終了の意思表示は、期間満了日の1ヶ月前までに、メール又は書面により通知しなければならない。
4. 甲は、次の時は直ちに本契約を解除することができる。
 - ①乙の責めに帰する理由により乙が業務を行わなかったとき、又は業務の遂行が不可能となったとき
 - ②乙の故意又は過失により、甲に損害を与えたとき

第4条 (業務委託費及び支払)

1. 本契約に基づく業務委託費は、以下の通りとする。
 - 1 バッグ、アパレル：1点あたり300円(消費税込)
 - 2 財布、アクセサリ、小物など：1点あたり200円(消費税込)
2. 甲は、前項の業務委託費を、毎月末日締めで翌月10日までに、乙の指定する銀行口座への振込みにより支払うものとする。また、振込にかかる手数料は甲の負担とする。

第5条 (商品・備品・資料)

1. 乙は、甲から預けられた商品・備品・資料等がある場合、本件業務以外の用途に使用してはならず、善良なる管理者の注意義務をもって使用・保管・管理するものとする。
2. 本契約が解除された場合、または甲からの要請があった場合、乙は預けられた商品・備品・資料等をすみやかに甲に返却するものとする。

第6条 (損害賠償責任)

甲及び乙は、本契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、相手方に対し、損害(弁護士費用含む)の賠償を請求することができる。

第7条 (反社会的勢力の排除)

1. 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、特

殊知

能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。)に該当し、または反社会的勢力と次

の各号のいずれかに定める関係を有することが判明した場合には、直ちにこの契約を解除する

ことができる。

- ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
- ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- ③ 自己もしくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える等、反社会的勢力を利用してしていると認められるとき
- ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められるとき
- ⑤ その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2. 甲及び乙は、相手方が自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに定める行為をした場合には、直ちにこの契約を解除することができる。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計または威力を用いて信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

3. 甲及び乙は、自己が将来にわたり前二項に該当しないことを表明・確約する。

4. 甲及び乙は、自己が反社会的勢力から不当要求または業務妨害等の不当介入を受けた場合は、

これを拒否し、不当介入があった時点で、すみやかに不当介入の事実を相手方に報告し、相手

方の捜査機関への通報に必要な協力を行うものとする。

第8条 (合意管轄)

本契約に関して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙各自記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所
氏名

乙： 住所
氏名